

# 政治資金監査の質の向上について

## 1 個別の指導・助言の取組について

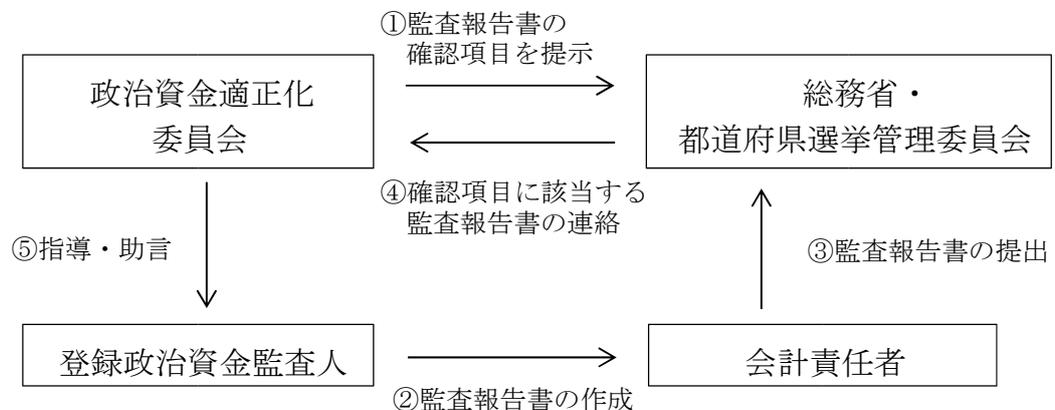
### (1) 経緯

政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）では、政治資金監査の質の確保を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対して指導・助言の取組を実施している。

### (2) 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うもの。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）>



### ①取組の目的

- 政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげる。
- 登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。
- 将来的に、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務の効率化につながることも期待。

## ②確認項目と報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象事項

	都道府県選管等に 報告を求める範囲	指導・助言の対象
<p>確認項目 (該当したら必ず報告することを都道府県選管等に求めたもの)</p>	<p><b>ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの</b></p> <p>形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったもの</p> <p><b>イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの</b></p> <p>最初の受付時点で該当するもの</p>	<p><u>平成26年分から</u></p> <p>該当するものは全て対象とした。</p>
<p>確認項目以外 (任意報告)</p>	<p><b>ウ 個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるもの</b></p>	<p><u>平成27年分から</u></p> <p>委員会において個別に対応を判断。</p> <p><b>【対象とした例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。</li> <li>・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった。（「年」の記載誤り）</li> <li>・同一の登録政治資金監査人について、2年連続で同一又は異なる事例の報告があった。</li> <li>・同一の登録政治資金監査人について、平成27年分の取組で複数事例の報告があった。 など</li> </ul> <p><b>【上記以外に報告のあった例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録番号が誤っていた。</li> <li>・政治資金監査報告書上で書類名が間違っていた。 など</li> </ul>

### ③個別の指導・助言の手法

対象となった登録政治資金監査人に対して文書を送付。

### (3) 個別の指導・助言の実施

#### ①平成26年分・27年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施結果

#### 平成26・27年分の取組における個別の指導・助言の実施件数

対象事例	政治資金監査報告書に係るもの		収支報告書に係るもの		計 (純計)	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数
平成26年分	0人	0件	17人	19件 (0.6%)	17人	19件 (0.6%)
平成27年分	3人	5件 (0.2%)	46人	56件 (2.0%)	48人	60件 (2.2%)

注 1 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

2 比率については、次の算式により算出。

$$\frac{\text{個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (平成26年分: 19件、平成27年分: 60件)}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の収支報告書(定期分)の件数 (平成26年分: 2,969件、平成27年分: 2,786件)}}$$

3 「計(純計)」欄は、一人(一団体)で複数の項目で個別の指導・助言の対象となった場合の重複を除外している。

- ・平成27年分の取組から個別の指導・助言の対象範囲を拡充し取組を本格化したことにより、平成27年分は平成26年分に比べ対象人数・件数は大きく増加した。
- ・また、平成26年分に続き平成27年分でも個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人が3名おり、いずれの者も収支報告書上の金額の不整合が2年連続で見られた。この3名に対しては、指導・助言の文書の中で、2年連続で報告を受けた旨を記載し、注意喚起した。

## ②平成28年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

- ・平成28年度第4回委員会（平成28年12月22日）において、更なる政治資金監査の質の向上を図るため、平成28年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても本取組を継続して実施することを決定。
- ・平成28年度第4回委員会後、都道府県選管等に協力依頼文書を送付。

### （以下は予定）

- ・平成28年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査に係る都道府県選管等からの報告期限については、12月4日としている。
- ・平成29年度第4回委員会後、対象の登録政治資金監査人に対して個別に指導・助言文書を送付。

※スケジュールは資料1-2のとおり

---

（今回委員会での審議事項）

## 2 平成29年度の研修の充実について

### （1）目的

政治資金監査の対象期間に研修を実施してほしいとの登録政治資金監査人からのニーズに対応するため、研修の受講機会の充実・強化を図るとともに、平成28年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の取組で明らかになった誤り事例を踏まえながら、政治資金監査において特に留意すべき点等を解説することで政治資金監査の質の確保・向上を図る。

### （2）対象者、開催時期等（予定）

#### ①対象者等

通常フォローアップ研修と同様、すべての登録政治資金監査人に周知することとする。ただし、上記1の個別の指導・助言の取組において、複数年にわたり個別の指導・助言の対象となった者に対しては、直接参加を呼びかけるものとする。

## ②開催時期

平成30年1月～3月

## ③開催地等

東京都 ※1～2回の開催を想定

## ④研修時間等

- ・政治資金監査に関する研修（登録時研修）

9時30分～12時30分

- ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修

ア) 再受講研修 9時30分～12時30分※登録時研修と同時開催

イ) 実務向上研修 13時30分～16時

[参考]

平成29年度研修実施計画（平成28年度第4回政治資金適正化委員会資料（抜粋））

### 4. 研修日程の追加

(1) 研修日程の追加については、以下のとおり取り扱うこととする。

#### ① 集合研修

研修への参加状況等を踏まえ、必要に応じて、登録政治資金監査人の数が多く、かつ、全国からの交通の利便性の高い東京都において研修日程を追加する。

(中略)

(2) 研修日程を追加する場合には、原則として、事前に委員会に諮る。

ただし、委員会に諮る期間的な余裕がないときは、研修を実施後、直近の委員会で報告する。